

案件概要書

2012 年 5 月 28 日

国際協力機構中東・欧州部中東第二課

1. 案件名（国名）

国名： イラク共和国

案件名： 電力セクター復興事業（II）（Electricity Sector Reconstruction Project（II））

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における電力セクターの開発実績（現状）と課題

イラク国では、1980 年代以降、3 度にわたる戦争と長年の経済制裁の影響により、発電所や送配電施設等の電力インフラの破壊と老朽化が進行した。2003 年のイラク戦争終結以降、電力インフラの復旧は徐々に進捗しているものの、依然として発電・送変電・配電の全ての分野において大幅に機能・能力が不足している状況が継続している。イラクでは 14,000～15,000MW 程度の需要に対して、約 6,000～7,000MW 台の電力供給能力しかなく、送変電・配電網も信頼性・安定性を欠いている上、送電ロス率も高い。北部のクルド地域を除きイラク全土で、特に夏は 1 日 10 時間以上の停電も常態化しており、不十分且つ不安定な電力供給は、暴動等の社会不安を惹起する一因となっているのみならず、医療や上下水等の社会セクター開発及び産業の発展に対する重大な阻害要因ともなっている。こうした状況に鑑み、新規電源開発のみならず、基幹送変電・配電網の整備をさらに進展させることを通じて、電力の安定的な供給体制を確立していくことは、イラクにおける喫緊の国家的課題である。

(2) 当該国における電力セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

イラク政府は「国家開発計画（2010～2014 年）」において、(a)発電、送変電、配電分野における機能強化、(b)電力需給のギャップ解消、(c)全ての住民への継続的な電力供給の 3 点を電力セクターの長期ビジョンとして掲げている。また 2010 年にイラク電力省が策定した「電カマスタープラン」では 2030 年の電力需要量を 31,722MW と想定しており、この需要量に見合う供給量を確保すべく発電所の建設を進めており、それに応じて送変電・配電の各設備の整備が急務となっている。本事業はイラク全土の基幹送電網、変電設備、配電設備等を整備し、電力供給の安定化を図ることで、同国の開発目標の達成に寄与する事業と位置付けられる。

(3) 電力セクターに対する我が国の援助方針

我が国政府及び JICA は、対イラク援助重点分野のひとつ「民間セクターの活性化」において、「電力復興」を重点開発課題として位置付けている。我が国の電力分野に対する支援としては、2005～06 年度に無償資金協力、2007～09 年度に 5 件の有償資金協力を実施しており、うち有償資金協力の 2 件（「電力セクター復興事業」及び「クルド地域電力セクター復興事業」）は本事業の第 1 期事業として実施しているものである。第 1 期事業ではイラク全土を対象に移動式変電設備の供給、変電所の建設等を実施しているものの、同国では依然変電施設が不足しており、また変電所と接続する送電線に関しても膨大なニーズがあることから、第 2 期事業を通じた送変電セクターの更なる支援の必要性がある。

(4) 他の援助機関の対応

2003 年のイラク戦争終結後、米国、UNDP、世界銀行をはじめとする多数のドナーが発電所整備等の緊急復興支援を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、イラク全土において、送変電・配電設備等を整備することにより、送配電網の強化による電力供給の安定化及び送電ロス率の低下による電力供給力向上を図り、もって同国の

経済・社会復興に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

イラク全土

(3) 事業概要

- 1) 送変電・配電用資機材の供給等（国際競争入札を想定）
- 2) 送変電・配電設備の建設等（国際競争入札を想定）
- 3) コンサルティング・サービス（ショートリスト方式を想定）

(4) 事業実施体制

事業実施機関：イラク電力省（MOE: Ministry of Electricity）、クルド地域電力省（RMEK: Regional Ministry of Electricity in Kurdistan）

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：協力準備調査にて確認
- ② カテゴリ分類の根拠：協力準備調査にて確認
- 2) 貧困削減促進等：特になし。

(6) 他スキーム、他ドナー等との連携：当該分野での発電所維持管理等に係る技術協力（研修等）とのシナジー効果が見込まれる。

(7) その他特記事項： 当国電力セクター復興事業（Ⅰ）（2008 年 L/A 調印～実施中）では、総事業費 43,948 百万円（うち、円借款対象額：32,590 百万円）である。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

フィリピン「南ルソン超高圧送電線（Ⅰ）、（Ⅱ）」の事後評価結果等から、送電網および発電所の開発は、計画・実施段階の双方において緊密な連携が不可欠であるとの教訓が得られている。

(2) 本事業への教訓

本事業においても事業効果が適切に発現するように、計画・実施段階において本事業に関連する発電所等の開発計画と、緊密に連携する必要がある。

以 上

